別表第四（第十条関係）

指定の区分	検定設備			検定を実施する者		
	名称	性能		条件	人数
非自動はかり	基準分銅基準はかり	日本工業規格B七六一一―二に規定する試験ができるもの		次のいずれかに該当すること。 一　学校教育法による大学、旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校において理学又は工学の課程を修めて卒業した者で、質量計の検査に一年以上従事した者 二　研究所の「一般計量教習」以上を修了した者で、計量の実務に一年以上従事した者 三　一般計量士 四　一又は二に掲げる者と同等以上の能力を有していると研究所理事長が認めた者	一般計量士を三名以上含む六名
ホッパースケール	基準分銅管理はかり	日本工業規格B七六〇三に規定する試験ができるもの		次のいずれかに該当すること。 一　学校教育法による大学、旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校において理学又は工学の課程を修めて卒業した者で、自動はかりの検査に一年以上従事した者	一般計量士を三名以上含む六名
充塡用自動はかり	基準分銅管理はかり	日本工業規格B七六〇四―一及びB七六〇四―二に規定する試験ができるもの			
コンベヤスケール	基準分銅管理はかり	日本工業規格B七六〇六に規定する試験ができるもの			

［新設］